



申請枠区分

通常枠

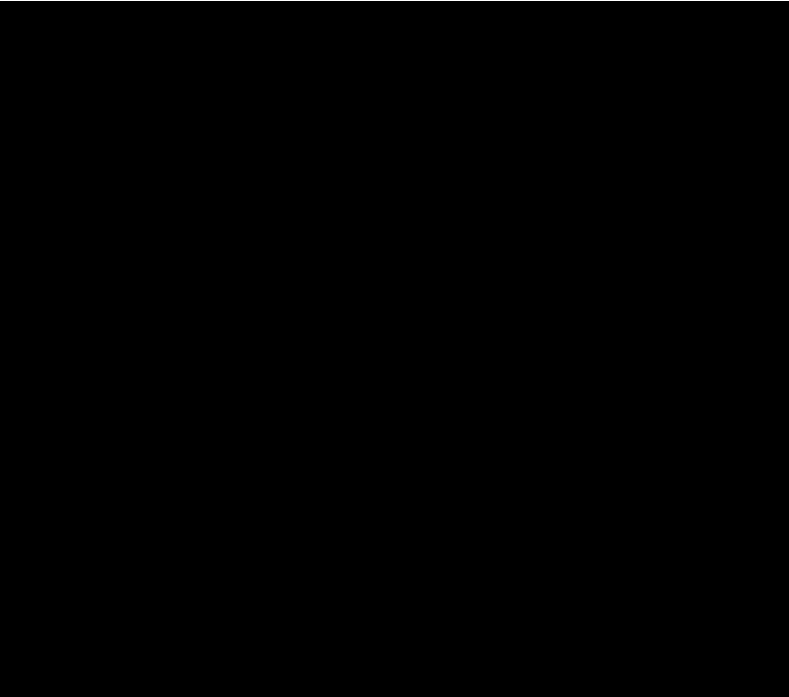
申請ステータス

年度 2025 年 年度回数 2 回/次 回

申請書SharePoint



団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2) 公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について(情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

特定非営利活動法人フードバンク愛知

団体代表者 役職・氏名

理事長 宮尾久子

分類

法人番号

7180005018336

団体コード

申請団体の住所

愛知県北名古屋市高田寺砂場18番地

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

愛知県北名古屋市高田寺砂場18番地

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体(以下、「コンソーシアム構成団体」という)は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体(以下、「資金分配団体等」という)としての助成の申請を行うに際し、なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報		資金分配団体		
申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	中核フードバンク団体育成事業		
	事業名(副)			
	団体名	特定非営利活動法人フードバンク愛知	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	④ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑦ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1. 貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	当団体におきましては企業、その他等から食料品等の寄贈を呼びかけ、半永久的に困窮する人々に食料品、日用品の支援を行い貧困を無くす活動をする。
2. 飢餓をゼロに	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	当団体におきましては企業、その他等から食料品等の寄贈を呼びかけ、半永久的に困窮する人々に食料品、日用品の支援を行い貧困を無くす活動をする。
11. 住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	それぞれの地域において満足に支援が出来なかったフードバンクが拡充し、支援が大きく隔々まで行き届くことで、更に持続可能で住みやすいまちづくりになる活動をする。

I. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	198/200字
2019年に設立された弊団体は6周年を迎えました。設立時、食費や生活用品を切り詰めている家庭の声を多く聞くようになり、子ども達の生活環境の悪化に危機感を覚えました。『私たちに出来ることはないのだろうか、世の中の"困った"を少しでも減らせる活動を行う』という理念を掲げ、地域活動を行うことも食堂等を通じて後方支援を行い、ひとり親家庭等の社会的孤立の軽減のため、困窮家庭へ直接支援活動を展開している。	
(2)団体の概要・活動・業務	192/200字
弊団体は2020年3月に活動を開始し、企業などから寄贈された食品を支援を必要とする団体や福祉施設へ無償で分配しております。全国の輸送会社と協力・連携することで日本全国の寄付企業から弊団体へ物資輸送を可能にしております。また、東海3県（愛知・三重・岐阜）では『あいちこども食堂応援ステーション』と称し、38の市町村団体を取り巻き、地域レベルの支援ネットワークの強化・構築を実施している。	

II. 事業概要

					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	愛知 対象地域		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	・愛知県下における18の課題解決に取り組む団体フードバンク団体				(人数)	80,000	(18団体×120人×36ヶ月+α)	
最終受益者	経済的困窮など家庭内に課題を抱える子ども等 1,116,600人（0～17歳まで） 7人に1人が困窮することも				(人数)	110,000		
事業概要	<p>これまでの行政、企業、福祉団体、他NPO（含・県内の他フードバンク）、個人との連携の輪をさらに広げ、それらを網羅したネットワーク組織（仮称：愛知フードバンク・ネットワーク）を新たに設立する。それにより、寄贈される食品の量をさらに増やしていくとともに、弊団体が中核的役割を果たしつつ他の支援団体等と連携、分担して、あまねく生活困窮世帯の把握や食料の提供等を行える体制を構築していく。愛知県全体を主な活動エリアとして、さまざまな団体と連携をし、地域全体での効率的な運営や食糧支援の最大化などの中核的フードバンク活動に強化取り組みしていきたいと考えます。今回の事業での取り組みとしては、</p> <p>①現在のペーパーベースのデータ管理からIT化に取り組み、限られた運転資金と人的資源のもとで、情報、物流を最大限の効率で動かし、中核的フードバンク活動の持続化を図る ②一緒に取り組む連携団体をふやし、さらにはそのうちの3か所を目安に物流のサテライト機能を任せせることを目指します。愛知県も子ども食堂などの支援団体も多く、広域であるため、3か所に物流拠点を置き、これまでの食品をやりとりすることが非効率であった課題面へはIT化を活用し労力をかけないサテライト機能を構築していきたいと考えます。これらのことにより、連携団体の増加、情報交換や連携が出来るネットワークが広がり、体制を充実させ、持続可能な仕組みを確立したいと考えます。</p>							
626/600字								

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	658/1000字
事業対象者とする経済的困窮など家庭内での課題があると思われる子ども（人々）等は経済的な困難によって生活が苦しくなるだけでなく、教育、健康、社会的な機会の欠如など、多岐にわたる問題を引き起こすと考えられます。それぞれが貧困を深刻化させる要因にもなります。愛知県下においてもコロナ禍以降、経済的に困窮する家庭等の子どもやヤングケアラー等の子どもの機会格差は大きな社会問題であります。食品の寄贈やお渡し（提供）のニーズが共に右肩上がりが増加し、フードバンク活動へのニーズもはるかに上回っております。生活に困窮し、十分な食糧を確保できない方々への迅速な支援を行うため「食のセーフティネットの構築」が急務と考えております。食品ロスを削減する取り組みが進んでおりますが、膨大な食品ロスはいまだに発生しております。その一方で経済的に困窮する方々や家庭は増え続け、対策が遅れていることが現状です。これらの内容は支援を必要としているひとり親家庭等を対象に、アンケート調査や対面にて情報を入手した多数の意見・要望をフォーカスした内容であり、現実味のある課題であります。また、フードバンクにおいても地域格差や機会格差も生じております。都市部ではフードバンクの数や規模が大きく、支援が比較的容易に受けられることが多い一方、地方や過疎地域では都市部とは真逆の現象が起き、機会格差においても食料の質・種類が地域によって異なることもあり、利用に関しても情報提供不十分も課題となっております。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	285/200字
①愛知県では『あいち子ども食堂応援ステーション』と称し、地域レベルの支援ネットワークの強化・構築を実施。農林水産省東海農政局では「食の懸け橋」と称し、フードバンク団体への寄付の仕組みがありますが、不定期での回数や寄付品も少ない現状があり、支援を必要とする方へ届いていない ②事業意欲と適切なテーマを持っていながら資金的余裕の無い団体等もあり、自己資金用意に重荷をかけずに、課題に取り組み事業展開として助成申請に至る	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	210/200字
フードバンク愛知では、子ども食堂、シングルマザー支援団体など、子ども支援団体を通じて、毎月2万人、夏冬春休みには食料品・日用品を配布してきました。2025年の夏休みで過去最多の人数で手渡した食料品支援対象者は子ども12万人。これは物価高の影響によるもの大きいと思いますが、2026年にはそれ以上になってしまうのではないかと恐怖を覚えるほどの人数です。集計するとコロナ禍前には想像もなかった活動の規模となっていました。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	266/200字
当団体は東海3県（愛知・三重・岐阜）を活動範囲としており、その活動実績もあり、地域内では先行団体として認知されています。地域フードバンク団体への設立支援や情報提供等を受けることもあり、食品確保が難しい団体には提供を行っております。ただし、他団体支援にも限界があり、本事業での地域ネットワーク構築のため、各市町村社会福祉協議会・フードバンク団体の連携が強化され、地域全体に支援の輪が広がると考えられます。また、知名度が増すことにより寄贈企業の増加、食品ロス削減、困窮する家庭の子ども等の生活格差に対する社会的な関心も高まると期待します。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
愛知県下において様々な団体・企業がフードバンク愛知を中核的フードバンクとして位置付け、大規模な寄贈や支援等、それぞれのニーズにあった支援活動に参加でき、食品ロス削減に貢献するとともに適切な支援ができる体制をつくりたいと考えます。 ・IT化で構築したシステム運用を定着させ、各団体の需要に見合った安定供給が行われている。また、これまで受けきることが難しかった大規模な支援を受けることができる。 ・サテライト拠点においては公正な受け渡しができる体制が充実され、持続可能な仕組みが確立されている ・食品ロス削減に継続的に貢献する

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
愛知県下のフードバンク団体において、寄贈とお渡しの両面の食品取扱増加に対応するためのIT化、これによる事務業務負担軽減		事務業務全般の効率化		0%	・寄贈、お渡しの記録 ・実績の集計 ・顧客管理 ・寄付、会員情報などの整理		80%（2026年～2028年）
愛知県下のフードバンク団体において、在庫管理システムの構築		在庫管理システムで管理した物量		0%	・寄贈、お渡しの入出庫 ・実績の集計 ・在庫管理 ・管理アプリやシートなどの完成度		80%（2025年～2028年）
愛知県下のフードバンク団体において、サテライト拠点の設置と整備		①拠点数 ②拠点別支援量		0%			①拠点数 3か所 ②支援量 各拠点30 t (2025年～2028年)

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
各実行団体の成果が達成され、その地域における対象者の環境と生活に向上が見られる		各実行団体のアウトプットと対象者の状態		0%			事業後評価書
愛知県下のフードバンク団体において、サテライト拠点地域内でのフードバンク活動への協力体制の構築		①サテライト拠点についての講習会の実施回数 ②サテライト拠点についての説明会の実施回数 ③サテライト拠点からの発送件数		0%			①・②共に年2回 ③ 発送件数 1年目 15件/月 2年目 20件/月 3年目 30件/月 ①～③全て2025年～2028年の目標値
各団体がプロジェクト終了後の活動についての戦略が整っている		団体の出口戦略が策定されている		0%			事業後評価書
各団体の取組みの多くが共有されている		事業後における報告会と情報発信		0%			終了時報告会の実施 ・県や市町村関係部署の共有状態を確認、報告会の開催

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
IT化によるソフト機能の拡充、サテライト拠点稼働によるハード面の強化 ・これまで支援が届かなかった家庭等へ支援が届くようになり、これによりフードバンク活動が地域に拡大すると考えます。そして、経済的に困窮する家庭等のこどもやヤングケアラー等のこどもの機会格差が減少し、食品ロス削減にも貢献できることが期待されます。	2029年3月	225/200字
地域専門家リーダーの研修や育成 (養成講座、関連研修、アドバイザーの派遣)	2029年3月	40/200字
(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
普及事業 各実行団体と分配団体が確認・協議を行う ・実行団体における経営資源（人・物・金・情報）の確認及び再構築へのサポート、アドバイス ・団体代表者との信頼関係の醸成が重要	2026年4月～2029年3月	165/200字
実行団体との事業内容や情報提供交換会（オンラインまたは対面） *月1回以上	2026年4月～2029年3月	37/200字
他団体向けの活動報告会（オンラインまたは対面）	2027年4月、2028年4月、2029年4月	23/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	愛知県下における中核フードバンク構築について、ターゲットとするフードバンク団体へホームページやSNSや広報誌等にて広く活用しながら本事業の目的や活動内容などについて伝えたいと考えます。特にホームページについては情報の発信や協力の要請、支援への依頼等、活動内容をわかりやすく伝えること、そして参加や利用がしやすいようにしていきたいと考えます。	171/200字
連携・対話戦略	愛知県下における中核フードバンク構築を目的とし、愛知県内各地のフードバンク団体と連携しながら、こども食堂、企業、社会福祉協議会、福祉団体、支援団体、教育機関等をマッチングできる連携・協働を実現したいと考えます。各地のサテライト拠点では受け皿となる団体とオンラインや対面での定期打合せにて強化を行い、それぞれの活動拠点の見学や視察、イベントへの協働出店なども行い、連携を深めていきたいと考えます。	197/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	①自律的支援調達モデルの確立 1) 企業・地域との協業寄付モデル > CSR・SDGs協働、寄付付き商品、会員制度などを組み合わせる 2) 行政との協定締結による共同運営 > 食支援を「福祉・防災・教育」と連携させ、行政事業として定着させる 3) 利用者支援から社会的投資へ転換 > フードバンクを「食の支援」だけでなく「就労支援」「孤立防止」「地域共生拠点」として社会的価値を可視化し、投資対象とする ②地域リーダーの育成と組織分権化 1) 担い手団体の育成、運営ノウハウの共有 2) 地域ごとのサブハブを育て分散的運営体制へ 3) 「中核団体に依存しないネットワーク型」へ移行 ③データ・評価の仕組みの継承 1) 食支援データベース、成果指標、可視化ツールを残す 2) 行政・企業・大学などと共有出来る形に整備 3) 証拠に基づく政策提言・協働へつなげる	442/400字
実行団体	①愛知県下における「食のセーフティネット」としての機能を確立し、そのサポートにも取り組んでいる ・愛知県内のフードバンク団体の活動がスムーズにでき、行政や企業等が活動に参加しやすい環境の構築 ②愛知県下、各フードバンク団体地域に支え合うことができる活動 ・それぞれの地域で参加や利用がしやすい活動、支援をしやすい・支援を受けられる環境の仕組みの構築 ・本事業終了後も情報共有し合える関係性の継続	198/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	1213/800字
<p>2020年度 東海地区子ども食のセーフティネット構築事業にて実行団体として、25の子ども食堂へ食料品の支援</p> <p>2021年度 北名古屋のひとり親家庭、生活困窮家庭支援事業にて実行団体として、延べ5,820件・38,412kgの食料品配布</p> <p>2021年度 困窮するひとり親家庭、子ども食堂、外国人の支援事業にて実行団体として、ひとり親家庭2,700人・子ども食堂9,900人・留学生3,600人（延べ人数）への食料品配布</p> <p>2022年度 厚生労働省ひとり親家庭等のこどもの食事等の支援事業にて中間支援団体として、ひとり親家庭3,040人分の食料品・日用品の支援（子ども食堂等78団体を通じて） 同年度補正予算にて中間支援団体として、ひとり親家庭5,014人分の食料品・日用品の支援（子ども食堂等57団体を通じて）</p> <p>2023年度 厚生労働省ひとり親家庭等のこどもの食事等の支援事業にて中間支援団体として、ひとり親家庭29,833人分の食料品・日用品の支援（子ども食堂等68団体を通じて） 同年度補正算にて実行団体として、ひとり親家庭1,200人分の食料品・日用品の支援（子ども食堂等77団体を通じて）</p> <p>2024年度 子ども家庭庁ひとり親家庭等のこどもの食事等の支援事業にて実行団体として、ひとり親家庭260世帯へ食料品・日用品を直接支援</p> <p>2021年 愛知県と愛知県社会福祉協議会との子どもの居場所づくり推進検討部会の委員に選任</p> <p>2024年 フードバンク愛知主催にてフードバンク情報交換会を2回（150名の行政・企業・市民団体参加）</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	499/800字
<p>現状は寄贈品の入出庫・在庫管理・集計等、パソコンに入力し運用しており、ほぼアナログ的な管理運用となっております。そのような現状から現場の作業効率化や作業負担軽減等を進めるにあたり、運用改善が必要な時期と考えておりました。このような改善をどのように行うのか調べる中、運用を取り入れ活動をされている事例をお聞きしました。こちらはオリジナルアプリの作成を専門業者へ依頼し、iPadやスマホ・パソコンを併用して寄贈・提供双方の食品取扱量への対応や在庫管理システムを構築運用している、まさに取り入れたい業務であります。これまでも大規模な寄贈を愛知県をはじめ、他府県団体へ実施させていただきました。しかし、寄贈先や日程・数量の調整等、個人での業務に大きな負担となってしまっています。2022年度の厚生労働省ひとり親家庭等のこどもの食事等の支援事業にて中間支援団体として採択団体に対し、パソコン等が苦手な団体へ細かな支援の経験をしたことにより、IT化の取り入れを重要課題としてきました。愛知県下の連携する団体や行政等への寄贈品の見える化やマッチングは双方に取り、大幅な業務改善に繋がることを確信出来ると考えます。</p>	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3団体	
(2)実行団体のイメージ	<p>①地域内のフードバンク・食支援団体をつなぎ、物流・情報・人材を統轄する地域ハブ機能を担う</p> <p>②NPO法人型・社会福祉協議会型・企業連携型</p> <p>③信頼性（地域調整可能・フードバンク運営実績・会計情報管理能力・協働推進力・社会的信頼性）</p> <p>④将来像（食支援だけでなく地域のセーフティネットとなる、多様な財源と連携による自立的運営、地域課題を支える共助基盤）</p>	324/200字
(3)1実行団体当り助成金額	5,000,000円（上限とし内容に応じて最適な金額とする）	31/200字
(4)案件発掘の工夫	<p>①弊団体とネットワークを通じた法人や団体への事前告知（50団体）</p> <p>②団体ホームページやSNSを通じた告知</p> <p>③県やネットワークがある市のHPへの掲載</p> <p>④事前説明会の開催</p>	288/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<p>・実施体制・・・内部 8名、外部 5名</p> <p>・マネジメント体制・・・事業統括主担1名、副担1名、補佐1名 計3名</p> <p>・経理体制・・・経理主担1名、補佐1名（外） 計2名</p> <p>・広報体制・・・主担1名、補佐1名 計2名</p> <p>・PO体制・・・PO主担（公募、実行団体の伴走支援、評価、精算）1名、PO副担（実行団体の伴走支援）1名（外）、PO補佐（PO業務の事務の補佐）1名 計3名</p> <p>・評価体制・・・専修大学教授、名古屋芸術大学教授、経営コンサルタント、計3名（外）</p> <p>※経理は、団体経理2年程度の経験または簿記を有する者を想定。</p> <p>※POは、准FR資格程度の知見を有する者を想定。</p>				333/300字	
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
※資金分配団体用	3	新規採用人数 (予定も含む)	2 名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)		
		既存PO人数	1 名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)		
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>経理規定に従って、経理担当者→担当理事→理事長の順に承認をとって、活動資金の支払いを行っております。常勤職員が資金管理を行い、担当理事が適切にその管理監督を行っております。担当理事が経理事務を管理監督し、定款の定めに従い月一回の理事会を開催し、年度終了後に社員総会を開催しています。コンプライアンス体制について、責任者(亀谷理事)を置き規定従って、利益相反防止・倫理について、整備しております。</p>					198/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

資金計画書

バージョン
(契約締結・更新回数)

1

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	中核フードバンク団体育成事業
	団体名	特定非営利活動法人フードバンク愛知

		助成金
事業費		91,918,650
	実行団体への助成	81,000,000
	管理的経費	10,918,650
プログラムオフィサー関連経費		14,210,000
評価関連経費		1,947,000
	資金分配団体用	1,947,000
	実行団体用	0
合計		108,075,650

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	28,919,550	31,499,550	31,499,550	91,918,650
実行団体への助成	0	27,000,000	27,000,000	27,000,000	81,000,000
-					
管理的経費	0	1,919,550	4,499,550	4,499,550	10,918,650

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	4,790,000	4,710,000	4,710,000	14,210,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,200,000	4,200,000	4,200,000	12,600,000
その他経費	0	590,000	510,000	510,000	1,610,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	649,000	649,000	649,000	1,947,000
資金分配団体用	0	649,000	649,000	649,000	1,947,000
実行団体用	0				0

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	34,358,550	36,858,550	36,858,550	108,075,650

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	特定非営利活動法人フードバンク愛知		
郵便番号	481-0011		
都道府県	愛知県		
市区町村	北名古屋市長久寺砂場		
番地等	18番地		
電話番号	0568-65-6650		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://foodbank-aichi.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	Facebook ➡	
		X ➡ https://x.com/NPO07892950	
		Instagram ➡	
設立年月日	2019/06/26		
法人格取得年月日	2019/06/26		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ミヤオ ヒサコ
	氏名	宮尾 久子
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	オガタ アキオ
	氏名	尾形 秋夫
	役職	副理事長

(3) 役員

役員数 [人]	7
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	5
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
事務局体制の備考	理事長 宮尾、副理事長 尾形、理事 亀谷、加藤、魚住、花井、その他

(5)会員

団体会員数 [団体数]	225
団体正会員 [団体数]	45
団体その他会員 [団体数]	180
個人会員・ボランティア数	140
ボランティア人数(前年度実績) [人]	140
個人正会員 [人]	0
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	5
申請前年度の助成総額 [円]	334,256,644
助成した事業の実績内容	令和5年度母子家庭等対策総合支援事業、令和5年度食品ロス削減緊急対策事業（第1期・第2期）、令和6年度ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業、令和5年度母子家庭等対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	中核フードバンク団体育成事業
団体名:	特定非営利活動法人フードバンク愛知
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
確認が必要です。E列に未記入があります。	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第24条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第25条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第25条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第25条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第28条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第28条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	第29条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第14条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第33条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第34条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第32条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第34条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第32条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第36条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第38条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第37条
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第15条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第15条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第19条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款	第19条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的な人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第5条・第6条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定規定	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定規定	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定規定	第5条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第5条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第6条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	職務権限規程	第1条～第7条
(2) 職制		公募申請時に提出	職務権限規程	第1条～第8条
(3) 職責		公募申請時に提出	職務権限規程	第1条～第9条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	職務権限規程	第1条～第10条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	4・8・9・10・11・12・13・14
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	7条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第4条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第6条・第7条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第8条・第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第21条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第17条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規定	第37条・第38条・第39条